

# 日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号の畜産物等に係る 農林水産大臣が定める基準等を定める件等について（概要）

令和2年1月  
農林水産省

## 1 趣旨

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下「令」という。）第17条は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第63条に規定する名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められる農林物資として、有機農産物及びその加工食品（以下「有機農産物等」という。）を指定している。これにより、認証を受けJASマークを付した有機農産物等でなければ「有機」等と表示することができない。

今般、令和2年7月に施行される日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）において、当該農林物資として、有機畜産物等を追加で指定することとしており、改正後の令第17条第2号は、有機畜産物等に係る詳細な基準等については農林水産大臣が定めることとしている。

この農林水産大臣が定める基準等を制定するとともに、当該基準等の内容に合わせ、日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）等の改正等を行う。

## 2 内容

### （1）日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号の畜産物等に係る農林水産大臣が定める基準等を定める件

改正後の令第17条第2号柱書きの畜産物に係る農林水産大臣が定める基準について、有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）で定める畜種を対象として、同規格の基準に適合していること（我が国が同等性を承認した外国において有機認証を受けて輸入される畜産物については当該外国の制度において定める基準に適合していること）を規定する。

また、当該畜産物を生産するための家畜の飼料について規定している同号ロ、ハ及びニの農林水産大臣が定める基準等について、それぞれ有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）等の基準に適合していること（我が国が同等性を承認した外国において有機認証を受けて輸入される畜産物を生産するための家畜

の飼料については当該外国の制度において定める基準に適合していること)を規定する。

**(2) 日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の全部を改正する件**

農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(以下「化学農薬等」という。)については、改正後の令第17条第2号の農林水産大臣が定める基準等の規定の内容に合わせ、有機農産物規格によること(我が国が同等性を承認した外国において有機認証を受けて輸入される農産物に使用される化学農薬等については当該外国の制度において使用することが認められているものであること)を規定する。

また、同号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準についても、有機農産物規格の基準に適合していること(我が国が同等性を承認した外国において有機認証を受けて輸入される農産物については当該外国の制度において定める基準に適合していること)を規定する。

なお、令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材及び令第17条第1号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準を統合し、「日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農産物等に係る農林水産大臣が定める基準等」とするため、令第17条第1号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準は廃止する。

**(3) 日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準の全部を改正する件**

改正後の令第17条第3号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準については、同条第2号の畜産物等に係る農林水産大臣が定める基準等の規定の内容に合わせ、有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)の基準に適合していること(我が国が同等性を承認した外国において有機認証を受けて輸入される加工食品については当該外国の制度において定める基準に適合していること)を規定する。

**3 施行期日**

令和2年7月施行予定(改正令の施行の日)